

令和4年6月24日

第6回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第6回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和4年6月24日				招集場所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後2時00分				閉会の日時	午後4時17分			
会 長	小 倉 和 夫				職務代理	柳 田 浩			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	野 口 悦 夫	○		9	瀬 下 京 子	○			
2	江 川 芳 夫	○		10	小 川 達 男	○			
3	中 島 利 雄	○		11	柳 田 浩	○			
4	松 本 昇	○		12	小 倉 和 夫	○			
5	山 岸 和 男	○		13	早 川 初 男	○			
6	嶋 村 淨	○		14	関 口 豊 充	○			
7	佐久間 尉 匡	○		15	新 井 明 弘	○			
8	松 村 文 夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 駒 宮 敏 之				
					次 長 前 島 勝 己				
					主 幹 藤 間 みゆき				
					主 幹 新 井 昌 典				
					主 幹 関 田 毅				
					主 事 加 藤 正 則				

開会 午後 2時00分

○局長（駒宮敏之君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、これより令和4年第6回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（駒宮敏之君） それでは、柳田職務代理より開会の挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様、こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

6月も後半に入りまして、ほとんどの地域で田植えのほうも終わったのかなということで、大変お疲れさまでございました。

そうした中で、6月に入り梅雨に入ったわけですが、ほとんど雨が降らないような梅雨で、まして今日はこの暑さ、これは1週間も続くということでございまして、これからの水稻にどれぐらいの影響が出るのか、非常に懸念をされるところでございますが、どうか被害のないように期待をしているところでございます。

それでは、これより令和4年第6回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いたします。



◎会長挨拶

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。

続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

委員の皆さんには何かとお忙しい中お集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。

過日、6月2日ですが、埼玉県本庄市とか、深谷市、また春日部市だとかというところで、降ひょうの被害が大々的に起きまして、その被害額が三十何億円とかという話なんですけれども、そういう災害に遭われた方には本当にお気の毒で、お見舞いを申し上げたいと思います。

やはり農業は自然を相手でございますので、今までは条件がよくても急に変わるというふうなことで、
の農業委員会の会長であります
の会長の
さんが言うには、今年はやねぎが高くてえらいもうかったよ、それまでは天気よかったですけれども、あのひょうの被害でナスが全部葉っぱが落ちて全滅的な、周りでも小麦が相当被害があつて、トウモロコシなんかも、市場に出せないような状況でございます。

今ロシアがウクライナに戦争をしかけたという中、正当化の余地は全くない、国際法に照らし合わせても、惨忍な侵略行為だということでもありますけれども、大国がやることはなかなかみんなが心を1つにして立ち向かったとしても、なかなかその意を翻すというか、反対の意見を強く言うということがなかなかできない。

その中で、日本もロシアには制裁を加えるんだなんていう強い覚悟で出たのは、国際的に見てもこれはやむを得ないかなという気はするんであります。おかげで燃料は高騰したり、飼料作物というか、飼料が上がったり、来年の肥料についても約倍ぐらいの値段で、戦々恐々とするような状況が当面続くかなという気があります。政府のほうには本当に必要な、国民の食料を担う農家の皆さんがあまり困窮しないように対策をしていただきたい、そんなような気持ちであります。

熱中症にかからないで後半戦というか、これからの農作業に励んでいただきたいと思えます。

ちなみに、私のところは北川辺ですけれども、あきたこまちの幼穂がもう確認されまして、今まで中干ししていたんですけれども、もうそろそろ水を入れようかなんていうことで入れ始めました。恐らく例年と同じような時期に刈り取りになるかなと思いますけれども、皆さん方にはそれぞれ体に注意されまして、ご健勝で頑張ってくださいようによろしく願い申し上げます、言葉整いませんけれども、開会に当たりましてのご挨拶にいたしたいと思えます。

今日もよろしくお願いいたします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。

ただいま会長からお話があった降ひょうの被害についてでございますけれども、若干ちょっと加須市の被害について触れさせていただきます。

加須市では、今月の17日に、埼玉県の特別災害指定というものを受けました。これを受けると、県の補助金と市の半分の補助金と半々で負担を、実費分を負担するということができるようになります。

主な被害とすると、麦が100ヘクタールぐらい、それから梨の被害が若干2ヘクタールですね、あとはその他露地野菜の被害が見受けられました。この被害について、近々また被害に遭われた方に対して周知はさせていただきたいと思っておりますけれども、何らかの支援ができるんじゃないかというふうに考えております。

すみません、その状況の報告でございました。



◎出席委員数の報告

○局長（駒宮敏之君） それでは、早速始めさせていただきますが、本日の総会で現在の委員の総数15名のうち、15名全員の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○局長（駒宮敏之君） それでは、早速議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしく願いいたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

14番 関 口 豊 充 委員

15番 新 井 明 弘 委員

の両委員さんをご指名いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の11件を議題といたします。

初めに、1番から3番の水深地区については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

3条の1番、2番、3番は譲受人が同一でございますので、一括にてご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、それぞれ譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

6月16日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに さん本人から聞き取りを行いました。

まず、現地の と 番地は普通に稲が作ってありまして、 さんが言うには、この のすぐ上の小さい田んぼと 番地のすぐ上の細長い田んぼもあるんですけども、これはうちの田んぼになっているんで、同じように米が作ってあるということでした。

また、 と は何も作っていなかったんですけども、一応草刈りはされて適正に管理はされておりました。

さんが言うには、今言った土地のすぐ下の横長の農地と 、 とお宅がありますけれども、すぐ隣の四角い農地もあるんです。それも自分の農地なので、こちらの譲渡人の方が相談をして さんに買ってもらおうかということ、どうでしょうかということだっ

たんですけれども、　　さんもあまり土地を要らないんだけど、近所の人はどうしてもどうしてもというので、しょうがなく今回買うことにしたとは言っておりましたけれども、許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、1番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君）　8番、松村です。

6月16日、推進委員の峰岸さんと現地確認をし、その後、 さんの奥様と面談し事情を伺いました。また、譲受人の さんから、作業をするので立会いは難しいことの連絡を峰岸推進委員が受け、その際事情を聞いたとのことでした。

現地は、 さんが以前から稲の作付をしており、 さんは管理もできないことから、今回の売買の形を取るようになったと、後日 さんから私にも連絡をいただいております。

問題なく適当と判断をいたしました。ご審議よろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番から7番の騎西、田ヶ谷地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

3条の5番、6番、7番は、譲渡人が同一でございますので、一括にてご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、それぞれ譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、それぞれ譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

6月18日、推進委員の渡边さんと譲受人の さん、それから さん、 さんの3人にお会いしての聞き取りを行ってきました。

まず、譲渡人の さんですが、遠方でということでお会いすることはできませんでした

が、　　さんは14筆を3年前に相続で取得しております。1町近くあるわけですが、管理ができないというふうなことで、この　　さんは　　さんもやっています、　　さんのほうに相談があったということで、　　さんはその隣地を耕作している　　さん、それから　　さんに相談したところ、それぞれが購入してもいいというふうなことで今回の申請になったということでございます。

以上の結果から、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、5番の騎西、田ヶ谷地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可することに決定をいたします。

次に、8番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は近隣農地を保有しており、継続的な管理・活用を見込めるため、譲渡人は高齢により耕作できず、同居家族、後継者もなく転居予定のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問

題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

やはり6月18日、推進委員の渡辺さんと一緒に、譲受人の さんにお会いして聞き取りを行ってきました。

まず、譲渡人の さんにはお会いすることはできませんでしたが、この方はご高齢で独り暮らしでございます。今後は何か施設のほうに入所する予定だというふうなことで、今住んでいる住宅も含めて宅地、農地等も処分をするような話でした。

さんですけれども、隣地を耕作している さんに農地の部分については贈与したいというふうなことで、その旨を さんに相談したところ、 さんが引き受けるというふうなことになったものでございます。

調査の結果、何ら問題もなく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番及び10番の種足地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

3条の9番と10番は、譲受人及び譲渡人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、交換による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人、譲渡人ともに、交換により効率的に作業ができるため、今回の申請となっ

ております。

なお、兩人ともに農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小川達男君） 10番、小川です。

この件につきましては、去る6月20日、推進委員の橋本さんと現地調査及び聞き取り調査を行いました。

現地は、位置図で見ますように、ちょっと違っておまして、この申請地の間を西側の道路まで広い道路が新設されております。それぞれの案件の土地は、隣家の土地と一体化されて大きい耕作地域となっております。

また、さん宅を2人で訪問したんですけれども、本人がおりませんので奥さんから聞き取り調査を行い、その内容は今回の申請内容であるということで、何ら問題ないというふうに判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見がないようですので、採決をいたします。

まず、9番の種足地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、10番の種足地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、11番の元和地区の案件について、議事に入る前に、農業委員会法、議事参与の制限に当たりますさんが該当いたしますので、退席をお願いいたします。

(農地利用最適化推進委員退室)

○会長（小倉和夫君） それでは、11番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人が申請地を10年間耕作しているため、譲渡人に権利移転を要請し、今回の申請となったものでございます。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

6月22日に、推進委員の町田さんと2人で現地確認に行ってまいりました。

現地で譲渡人の さん、譲受人の さんにお会いしていろいろお話を伺ってまいりました。何ら問題なしと判断してまいりました。審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○14番（関口豊充君） ちょっとすみません、関口です。

先ほどの説明の中で、権利移転を要請したとかと説明があつたんですが、これは単純に さんが さんに対して長年作っているからというふうなことで申出をしたということなんでしょうか。

○事務局（藤間みゆき君） 申請書の移転しようとする事由の詳細ということで、譲受人の方、落合さんが直筆で書かれた内容が10年耕作しているため、権利移転を要請したということでしたので、そのような説明をさせていただいたんですけれども。

○会長（小倉和夫君） よろしいですか。

○14番（関口豊充君） 地元ということで、すみません。

○11番（柳田 浩君） 11番の柳田です。

大利根地域の案件でございまして、この土地につきましては、数年前から さんが さんから相対でお借りして耕作をしていたということで、いつまでも相対ということなの

で、自分のほうでしっかり取得したいという要請があったというふうに聞いております。

○会長（小倉和夫君） よろしいでしょうか。

○11番（柳田 浩君） はい。

○会長（小倉和夫君） ほかに何かございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見がないようですので、採決をいたします。

11番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

審議は終了いたしましたので、落合委員さんにはお戻りをいただきたいと思います。

（ 農地利用最適化推進委員入室）



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」議題といたします。

1番の原道地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の15番の原道地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

当該計画変更申請及び第5条、15番につきまして、譲受人、事業計画と関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図24ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、令和3年1月14日付、物流倉庫として許可となり、所有権の移転が行われましたが、その後、荷主の管理保管業務が中止となったため、計画を中止せざるを得なくなり、代わりに譲受人が開発許可の地位継承をし、計画変更をして貸物流倉庫の建設を計画するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準及び立地基準上やむを得

ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番、瀬下です。

6月21日、松村推進委員と譲受人の代理であります測量設計事務所の さんと立会いの下、現地調査並びにお話を伺ってまいりました。

この案件に関しましては、先ほど事務局からお話があったように、令和3年1月に物流倉庫として許可をされましたけれども、得意先の荷物を管理・保管する計画だったため、今現在コロナ禍で経済環境が変わってしまい、得意先の管理・保管業務が中止になってしまったため、物流倉庫の計画を中止をしましたということです。

また、譲受人の は、ネット通販の拡大によって物流倉庫の要望が多いため土地を探していたということでした。申請地に関しましては、 に隣接しております、道路も整理されているため、大型車両の出入りも問題なしということです。物流施設に必要な土地の面積が確保ができているということと、近隣の方々の同意を得られたということからこの計画になりました。また、今現在倉庫を借りる会社に関しましては、4社ほど希望が来ているそうです。特に問題はなしと判断してまいりましたけれども、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと事務手続上の問題で誠に恐縮なんです、ちょっと教えていただきたいと思います。

まず、議案第2号の計画変更申請というのは、これはまずまずどういうことなのか。というのは、前に許可を取った人がやらなくなったということなんですかね、その辺がやらなくて、今度は次の3号議案の15号で新たな申請ということなんでしょうけれども、その辺のちょうどこの関係がどう……

単純に考えると、最初の許可は取消しというか取下げ、何といたしますかね。改めて、何で計画変更ということについて何なのかを教えてください。

○事務局（藤間みゆき君） 最初の という会社が許可を得ていたんですけれども、そちらは、自分で物流倉庫ということで荷物を引き受けて倉庫業をやるということだったんですけれども、委員さんのお話もありましたように、それができなくなった、荷物を預ける人のほうが事業をやらなくなったということで、 も荷物が来ないんであれば倉庫をやらないということになったんですけれども、それがもう のほうに所有権移転がされていた後の話でしたので、所有権移転が済んでいたということもありまして、取消しは適当ではないというこちらの判断もありまして、そのまま許可の取消しではなく、代わりに

という会社が引き受けて、今度は貸物流倉庫ということで倉庫を貸すということです。

なので、そこを使いたい人を募集して貸倉庫業をやるということで、 から今度また所有権移転をするということで新規で申請ということになりまして、第5条の15番の申請を上げて来たという流れになっているんですけれども、お分かりになりましたでしょうか。

○2番（江川芳夫君） 私が聞いているのはそういうことじゃなくて、 という会社が既に農転の許可を取って所有権まで移転しちゃって、田んぼの状態で持っているということ自体が私はおかしいという気がするんですね。まだ建物建ってないから田んぼなのかな、そこら辺がいまいちで、 は田んぼのままこれを売ると。今度、違う、この ということなんですかね。それだったら、その変更というのは効かないけれども、そういう理由は何ですかと聞いているんです。

○局長（駒宮敏之君） すみません、申し訳ないです。暫時休憩させていただいてお答えいたしますので。

○会長（小倉和夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時43分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） では、審議に戻ります。

◇

○会長（小倉和夫君） 改めて、ご質疑、ご意見はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、1番の原道地区の案件について、原案のとおり許可相当にすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の15番の原道地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

◇

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の19件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図10ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可が見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

6月18日、推進委員の野本さんと川島さん、3人で譲渡人の さんに話を伺ってまいりました。伺いましたが、本人たちはいなくて、近所に住むお兄さんから話を伺ってまいりました。

お兄さんの話によりますと、実家の近くというか、両親の隣地に住みたいという形で譲受人の さんですか、これは親子関係なんですけれども、その近くへ家を建てたいという形で申請が上がったわけでございます。使用貸借という形でございますけれども、何ら問題なく許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ございましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番の大桑地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図11ページ及び土地利用計画図の5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（1区画）を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

6月16日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに譲渡人の さん本人からお話を聞きました。

まず、現地ですけれども、これは のすぐそばになつとりまして、ちょっと高台
ですね、物は何も作ってなかったんですけれども、きれいに管理はされておりました。その
後、自宅にお伺いをして、 さんとお話をしたんですけれども、 さんの娘さんという
のが私と同級生で、昔からよく知っていたんですけれども、85ぐらいになるんですかね、
ちょっと耳が遠くて会話もかみ合わず、言っちゃなんですけれども。何か月か前にも同じよ
うな内容で申請がありまして、そのときに「自宅から離れている農地に関しては、早めに手
放すんだ」というふうな話はしておりましたので、ちょっと今回は調子が悪かったのか何だ
か分からないんですけれども、うまくちょっと話のほうはできなかつたんですけれども、そ
んなこともありましたので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどお願いいたし
ます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いし
ます。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図1 2ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要
添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認
したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ない
もの思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく6月16日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

この譲渡人の さんというのは で、本人の さんというのはその息子さんですので、そちらも なものですから昔からよく知っているんですけども、こちらの総会資料にもありますとおり、結婚して同居をして非常に手狭だということで、すぐ隣に農地が、お父さんが譲り受けた農地がありましたので、そちらを除外をして住宅を建てたいということで前々から聞いておりましたので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図1 3ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 同じく7番、佐久間です。

6月16日、推進委員の小山さんと2人で現地確認を行いました。

現地は、この のすぐ下の農地もあるんですけども、こちらも何か月か前に同

じような条件で申請がありました。先月もこの同じ土地であったんですけども、取下げ願
いが出ておりまして、今回また違う方が買うことになったということでした。

同じく から ということで、こちら自宅をお伺いしたんですけども、あいにく留
守で、その後、この さんの携帯電話で聞いたところ、こちらの 番地のほ
うは今借りているそうなので、近くにいい土地があれば、そちらに自分の名義で土地を買っ
て家を建てたいという話で相談があったので、たまたま話がかみ合ったので、今回の申請に
至ったということでした。許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどお
願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いし
ます。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図1 4ページ及び土地利用計画図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、必要添付書類
は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認
したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ない
ものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく6月16日、推進委員の小山さんと2人で現地確認を行いました。

現地は、この というのは畑のような状態になっておりまして、草も刈り取

られてきれいに管理されておりました。その奥が申請人の譲渡人の さんのお宅なんですけれども、お伺いしたところ留守で、何か人が住んでいないような雰囲気が感じられましたので、すぐ左隣の というお宅がありますけれども、こちらが私の前に農業委員をやっていた さんのお宅なので、ちょっと携帯電話で隣のうちどうなっているんでしょうねと聞いたところ、年齢は前の さんと同じ年ぐらいなんでそんな年ではないんですけども、ちょっと病気で余命宣告をされているということで、今病院にいるということで、母屋を全部壊して建て売りということになるかと思うんですけども、息子さんもいなく、奥さんも一緒に今暮らしていないから、自宅は全部なくなっても誰も困らないんだよというふうな話がありましたので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見がございましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

この位置図と、それからこの何というんですか、これの計画図のほう、どういうふうにかこれ造るんですか。5棟というのは、480平米に5棟建つんですか。

○事務局（前島勝己君） 番地と併せて5棟です。

○2番（江川芳夫君） では、9割引けばいいんだ。480平米に5棟を建てると書いてあるじゃない、申請書には。

○事務局（前島勝己君） 実際には、 番地が農転なんですけれども、300-1の宅地と併せて5棟です。

○2番（江川芳夫君） だから、そうすると説明が違うじゃない。5棟建たないんだよ、その には。どうだい。

○事務局（前島勝己君） 説明不足で申し訳ございません。

○2番（江川芳夫君） だから、農地転用に480平米を何に使うんですかという説明じゃないの。宅地は何を造ろうと、そんなの関係ないんじゃないの。

○事務局（加藤正則君） 事務局です。

今回の申請地、農地だけで見れば480平米なんですけれども、この位置図にあるとおり、宅地も含んでの一带の計画になるので、そういう意味で5棟ということでこちらの議案書には書かせてもらっています。

○2番（江川芳夫君） だったら、そういうふうに説明しなくちゃさ、480平米で5棟建て

る。こんなの絶対無理。議案書はそういう意味でしょう。だから、宅地を含めて5棟ということなんでしょう。

○事務局（加藤正則君） はい、そうです。

○2番（江川芳夫君） みんな分かっているのかい、480平米を。私は分からないから聞いたの。

○事務局（前島勝己君） 以後、そのような説明をするようにいたします。

○2番（江川芳夫君） 今度の480平米、計画の真上にあるよ、地図を見ると。

○会長（小倉和夫君） こういう案件もこれから多くなる可能性はあるよね。

○事務局（前島勝己君） 平面図がわかりにくくすいません。以後、分かりやすいように農地と宅地の間に線を入れるなど工夫するようにいたします。

○2番（江川芳夫君） 説明だって、480平米地図が書いていないと、これは資料なんだから、信用のしようがないんだ。

○事務局（前島勝己君） はい。

○会長（小倉和夫君） 今後は表現の仕方というか、はっきり農地の部分と宅地の境を記入して、この宅地を含めて5棟ということで説明しても何ら問題ないと。

○事務局（前島勝己君） はい。

○会長（小倉和夫君） そういうことだよね。

○事務局（前島勝己君） 改善していきたいと思います。

○会長（小倉和夫君） よろしいですか。

○2番（江川芳夫君） はい。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図15ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅3棟を建築するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく6月16日、推進委員の小山さんと2人で現地確認を行いました。

現地は、見たとおりのすぐそばの畑のような土地になっておりまして、若干草ははえておりましたけれども管理はされておりました。

譲渡人が ということで、ちょっと直接話をするのもどうかなと思ったんですけども、 のすぐ上に さんというお宅があるんですけども、私、同業者でよく知っておりますので話を聞いてみたところ、 さんのすぐ左隣が何も書いてはおりませんけれども、 さんの実家になっておりまして、何年か前に両親とも亡くなって今空き家になっているということでした。

息子さんは に住んでいるということで、時々帰ってきては草取り等やっているそうなんですけれども、農地に関してはもう管理しきれないということで、今回手放すんだというふうな話をしていたよということで聞いておりましたので、2種の種類ということもあり、許可相当として判断してまいりましたので、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図16ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし農地改良をするもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、3か月間の一時転用であり、改良後も担い手が大豆を耕作する計画でございますので、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

6月18日に、推進委員の小川さんと2人でこの譲渡人の さんに話を聞いてきました。

ここの土地は低い土地で、ちょっと草ははえていましたけれども、 さん本人じゃなくて、去年までは貸して耕作していたそうなんです、今年は耕作していないと。ここは低い土地なんで、水はけが悪くて耕作者が作りづらいと、そういう話で返されたというようなことですので、 さんがしようがないということで盛土をしようと、盛土をして

さんがこの申請の理由のとおり、豆を作るというようなことでありますので、許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと確認だけさせてください。

この位置図、申請地の図面を見ますと、16ページの というのがあるんですが、880平米、この下に「 」と、地図が合っているのか何が合っているのか分からないんですが、資材置場になっているんですか。地目は田んぼと書いてあるんですけども、実際は資材置場なんですか。下の地図が違っているのか。

○15番（新井明弘君） これは地図が違うといえあれですけれども、ですから、資材置場、申請の太く囲ってある上が さんなんですね。ここは一面田んぼで低い土地なんで、印刷の関係じゃないですか。

○事務局（藤間みゆき君） 事務局のほうでも現地確認をしたんですけども、 のこ

の地図ですと資材置場となっているんですけども、この図のとおりで委員さんと同じようにやはり田んぼになっていました。

○2番（江川芳夫君） それで結構ですね。はい。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

勉強のためにちょっと確認をさせてください。

農地改良の関係で、畑に改良するという言葉を使っていたり、埋立てをして作物を作るとかあるんですけども、畑に改良すると高さ制限がかかってくる。田んぼの終わった高さ制限が道路より低い、一段下とかというのがある。埋立地にあると思うんですけども、これは田畑でこういうふうに畑にするという、田畑転換の指導はちゃんと農地改良しているんでしょうか。

土地改良区の賦課金とかにも影響してくるので、あと登記上どうするのかとか、その辺の整理がいまいち分からないので、ちょっとどういうふうに整理しているのか教えていただければと思いますが。

○事務局（前島勝己君） まず、畑の高さですけども、環境保全条例施行規則で、一番低い道路からプラス10センチまでということに決まっていますので、その高さを守るように事業者さんのほうには指導をしているところです。

田んぼ利用だと……

（「30センチ、マイナス」と言う人あり）

○事務局（前島勝己君） 田んぼでは、道路の高さより、マイナス10センチとなります。

登記の関係については、確認をしないとわかりませんので、次回に回答させていただきます。

○11番（柳田 浩君） 農地台帳、田畑の転換とかは書いてもらっています。農地台帳書いてもらっています。みんな畑を売っちゃって、高く盛っちゃったほうが業者さんは有利だし、みんなそういうふうになって暗黙、全部昔は転作関係やってから畑にできないね。田んぼの回りは転作というふうにやっちゃうと。今転作の水田がなくなってきたことから、これ全部畑で申請して捉えて、実際には田んぼのままで大丈夫だと。その辺がしっかり整理していないと。

○事務局（前島勝己君） 担当に確認したところ、データの修正はしておりませんが、これまでのデータというのは全部残っておりますので、それが農地台帳上どういった形に修正すればよいか確認をして、それに応じて修正をかけているような形で検討したいと思います。今

の状況では直っていないので、そのままの状況になっているということでございます。

○会長（小倉和夫君） 参考的に町田さん、ご意見があれば。

○農地利用最適化推進委員（町田 彰君） 農地台帳は、今まで変えていないそうです。

（「マイク持ってください」と言う人あり）

○農地利用最適化推進委員（町田 彰君） すみません、推進委員の町田です。

農地台帳上は一切書いていないと思います。そして例えばその件を中間管理に持っていったときには、登記簿謄本を取り寄せて、登記簿謄本と合わせた形で、台帳と違っていれば登記簿謄本を整理して登記簿謄本に合わせた形を取っているので、登記簿が変わらなければ変わらないと思います。

台帳上だけ変えるということはないと思います。また、何かその痕跡を残すとすれば、別な台帳項目を設けて現況で見るのから項目なのかどうなのか分かりませんが、台帳項目を設けてその畑地に変化したという、畑地になったということを記録する詳細があるのではないかというふうに思います。

それから、もう一つ、今年度から、令和4年から令和8年にかけて、麦とか大豆とか田んぼに対してほかのものを作付している場合に、令和4年から令和8年の間に、水稻を作付しなければ補助金は下りないというふうな制度が本年度からスタートしましたがけれども、これとの関連性とか、そういったものも非常に気になるところなのですが、ここの畑地化ということで畑というふうになれば、それは畑地化することで田んぼではないので、こういう水田を作付する必要はないというふうになりますけれども、その判断が農地台帳とか、それから営農計画書に表れてくる地目が田んぼであれば、令和4年から令和8年の間に水稻作付しなければ補助金が下りない。

1つ、私の立場から懸念するのは、そういったところが放棄地になっていくことはないんだろうかということ、そしてこれだけの面積を全部畑地化ということは、間に3つの棟を造ることはありませんし、整地、レベルをかけることもないのかもしれない。

そうすると、そこに水田をということで、水稻となると、レベルをかけてというふうになりますので、非常にこの段階からそれが可能なような状況に農地改良をしないといけないのではないかというふうにちょっと思ったりするものですから、ちょっと発言をさせていただきました。

その辺を農業委員会としてどのように考え、今後こういったものに対して対応していくのかということをちょっとお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○会長（小倉和夫君） 埼玉県の農業会議でも、農地改良というのは一番案件が多いんだよね。

3,000平方メートル以上で県に審査するわけですけども、案件の定数的には農地改良は今のところ一番多いんだよね。

ただ、確かに今、町田さんが言うように、いろいろな条例との兼ね合いを見て、正式に登録を地目変更して、何というかな、田んぼから畑に変更してどうこうという基準があると思うんだよね。それに関しては、ちょっと曖昧な部分も確かに残っている。今後はそれについても、県のほうとよく相談してきちんとした対応をするということが求められるとは思いますが、どうでしょうか。

○農地利用最適化推進委員（町田 彰君） 多分、その13の地目変更はしないと私は思います。

なぜならば、土地改良の脱退費用を地主さん、土地改良の脱退利用を何十年分か払ってまでしないだろうと。結構な一時金になると思うんですね。ただ、その先何十年かずっと考えたときには、その分だけで済むので得だというふうには思いますけれども、ただ、そのときに一時金としてそれだけの金額を払うということを考えると、ちょっと難しいのではないかなというふうには思いますけれども。

○会長（小倉和夫君） 転用なんかだと、経済的には関係するけれども、田んぼと畑で変更しても、それは土地改良で……

○農地利用最適化推進委員（町田 彰君） 田んぼと畑の差額分を支払う必要性があります。田んぼと畑で半分になるじゃないですか、その半分は脱退料を払う必要性が出てきますので、必ずそれは必要です。

農地改良するときに、将来田んぼでも作付できるような形での改良の仕方をすればいいんだと思うんですけども、そういったことも考えて指導等しておくことも考えないといけないのかなと。

まだ令和8年まで時間があるようですけども、毎回こういった形で農地改良の案件は上がってきますので、いざもう令和8年、今年そういう作付しなければいけないとなったときに、大きく問題になってくる。なぜ分かっているという指導をしないんだと、地主さんから言われてしまう可能性がある。あんたのところでもそういったこともあれしないで、資料も何もしないで許可したんじゃないかというふうに言われる方が出てきても、不思議でもないかなというふうに私自身思うもんですから、その辺を考えてやっていく必要があるのではないかな。

この意見についてどうこうということではなく、農地改良の案件が出ましたので、そういった内容について今全て何かあればと思いますし、それからいろいろな関係部門から国土交通省に対して、関東農政局等に対しても、いろいろな意見が出されているというふうにも聞きますけれども、農業委員会としてそういったこの制度に対してこういう問題があるとか、そういう意見を私は出すべきではないかなというふうに思っています。

以上です。

○局長（駒宮敏之君） 分かりました。ありがとうございます。

町田委員さんがおっしゃるように、今年から5年間水張りをしないと、水田から畑になるのもう交付金の対象外になるんですね。それは我々も国のほうからの周知で分かっているんですけども、今までと違うのは、今度水張りをしないと、5年間に1回も水張りをしないと、もう交付金がもらえないと。そうすると、小麦をずっと作っていて、今までは小麦分を交付金をもらえたんですけども、これが5年間連続だとももらえなくなるということ自体が起きることが分かります。

ですから、今までのように、農地改良をして小麦を作ると、畑にして、畑というか、畑状態にして小麦を作ると。今までは交付金を当てにしていたんですけども、小麦を作り続けるともらえなくなると。その間、では、田んぼに1回戻すかといっても、到底無理な状態になりますので、そこら辺は、何か国がまだそういう方針は出したんですけども、全国でいろいろ声が、そういった声が出てきているのは事実でございます。

ですから、そういうことも踏まえて、地目、この農地改良した上での地目をどうするのか、その辺はちょっと検討させてください。

○農地利用最適化推進委員（町田 彰君） 2つあって、地目の件もありますが、でも地目変更しないだろうと。それから農地を農地として放棄地とならずに維持していくためには、今現在確かに令和4年、令和8年でこの制度自身がなくなってしまう可能性も秘めているようには伺います。しかし、現時点でいろいろな意見は、農政局、向こうに上がっていますけれども、それが必ずみんなから意見があったからといって改正されるという保証はありません。そういうふうになるだろうという安易なことを前提として進めるのではなく、そういうことがそのまま継続しても問題がないような形で対応していくべきだというふうに思って発言をさせていただきました。

なので、今直接この案件に関して、この案件がどうこうという問題ではなく、この案件、農地改良の案件だったので、ついでにちょっと発言させていただいた内容ですので、この案

件をストップしてそれに対してこの後ずっと続けるということではなく、この案件はこの案件で進めていただいて、最後、その他の事項等で審議していただいてもいいですし、この後、今日ではなくてまた改めてご検討いただいて、その辺の結論を出していただければありがたいなというふうに思います。すみません、よろしくお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

○局長（駒宮敏之君） この件については、この議案とはまた別ですけれども、この点についてまた後日、ちょっと時間を取らせていただいて、皆さんと一緒に勉強会といいますか、その辺をさせていただければと思います。ありがとうございます。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図17ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（7棟）を建築するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して担当課に確認したところ、許可が見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

6月18日に、推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そしてまた譲渡人の4人、
さん、さん、さん、さん、4人から話を聞いたわけ
すけれども、現地のほうは耕作してありました。稲が植わってありました。ただ1筆、

さん所有の 番です。そこだけは耕作はしてなく、ちょっと草が生えている状態でした。

皆さん口癖にというか、 さんなんかもうほかの人に譲って耕作している状態なんですけれども、そういう状況の中でこれから耕作しにくいというか、借りている人がなかなか見つからないというような、そういう状況の中で、土地の売買というような話が前々から出ていたそうなんですけれども、そういうことで、皆さん協力してそれではということで、土地を が建売住宅を7棟造ると、そのような計画でありますので、許可相当と判断しました。審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

時間のほうも1時間半経過しましたので、ここで10分間休憩を入れたと思います。

暫時休憩をいたします。

再開は3時35分です。よろしくをお願いします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時35分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） では、再開したいと思います。



○会長（小倉和夫君） 次に、9番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図18ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、本事業は国の固定価格買取制度ではない非FIT事業によるもので、発電電力を買い取る法人との契約書の写しが添付されており、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

6月16日に、推進委員の峰岸さんと現地確認をいたしまして、代理人の
の 氏に立会いをいただき、話を伺いました。

譲受人の さんは相続により取得した土地で、昨年までは近くの人が稲の作付をしていたようです。土地の管理が難しい状況であり、事業者を活用してほしいとのことから、今回の申請となったものとのこととあります。許可相当であると判断をいたしました。ご審議よろしくお願いたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番の樋遣川地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の札羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 19 ページ及び土地利用計画図の 5-10 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、墓地及び檀信徒用駐車場を整備するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存墓地の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

6月14日に、榎本勝雄推進委員と2人で譲受人の、様立会いの下、現地調査及び聞き取り調査を行ってまいりました。

申請の事由では、隣接地主から土地売買の相談を受けというふうにあったんですけれども、不動産に聞いたところ、側から3人の地主へ、墓地と駐車場敷地を拡大したいために土地の提供をお願いしまして、今回の申請になったということです。

位置図のとおり、申請地の畑は山門前とか参道のところであって、周辺にはアパートとか住宅が多く点在していました。この申請農地は雑草も少なく、管理はまあまあにされていました。

このようなことから、この申請内容は何ら問題ないと考えられますので、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議をよろしくをお願いします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと確認だけさせていただきたいと思いますが、墓地の場合につきましては、農地法の転用の許可のほかには何かほかの許可があるような気がするんですが、要するに墓地としての許可、その辺の調整というのはやっであるんですか、その辺をお伺いします。

○事務局（加藤正則君） 事務局です。

環境政策課のほうで、そういった墓地の関係のほうの手続を担当しておりまして、そちらのほうにはもう申請なされているということで内部での調整取れていますので、そこについては支障ないと判断しています。

○2番（江川芳夫君） そちらのほうに、何というか、許可の見込みがあるということでしょうか。

○事務局（加藤正則君） はい。

○2番（江川芳夫君） はい、了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番の礼羽地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図20ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、隣接の宅地と合わせて建売住宅（4棟）を建築するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 13番、早川です。

22日に、松本推進委員と現地で代理人の方に来ていただいて、話を聞かせていただきました。

そうしたら、敷地の中に農地があるという説明でしたので、この申請に当たったということとお願いがありました。何ら問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○会長（小倉和夫君） さっきの案件と同じで宅地付きの農地ということです。

○2番（江川芳夫君） やはりちゃんと表記しないと分からないですね。

○会長（小倉和夫君） そうですね。表現は今度から改善していくとします。

ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

11番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図21ページ及び土地利用計画図の5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅（1棟）を建築するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われ
ます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小川達男君） 10番、小川です。

この案件につきましては、去る6月20日の日に、推進委員の橋本さんと現地調査及び聞き取り調査を行いました。

現地は、この譲渡人 氏宅の自宅の南側であります。位置図で見ますと、案件の土地の北側に という大きい宅地があると思います。これが譲渡人の 氏の自宅であります。その南側に接しており、現在は作付はなく、草を管理する程度に管理されておりました。

また、今回の譲受人の代理人である 氏から現地で聞き取り調査を行いました。2点ばかりありまして、その内容は2階建てのアパートを建設し、10世帯が入る予定であるということです。あともう1点は、アパートから出る污水関係は、南側に隣接されてある農業

集落排水を利用するというものであります。

次に、 さん宅を2人で訪問したんですけれども、いろいろ聞き取り調査した結果、申請どおりであるということから、何ら問題ないというふうに判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

申請の事由の中に、「高速道路 I C も近く、大型ショッピングモール等も近所にある」。これは農業委員会としてどのくらいを近くとかいう、インターチェンジはこら辺にはないんです。それからショッピングモールも近所にはないと思うんですけれども、その辺の指導はどういうふうに行っているか教えてください。

○事務局（前島勝己君） これについては、申請者が書いてきたものをそのまま引用しております。確かにちょっとここだと該当しないかなというところもあります。明確な基準はないですが、今後こういう表記については気をつけて、違う場合には訂正等をしたいと思います。

○2番（江川芳夫君） だから、申請者が持ってきたものをそのまま受け取って書いちゃうと、こういうことになっちゃうんで、やはり高速道に近い、どこのことを言っているのか全然分からない、大型ショッピングも多分 だと思っただけでも、 というのは全然近所じゃないよ。

（「全然違う」「 、 だよ」と言う人あり）

○2番（江川芳夫君） なら分かるんですけれども、分からない。でもね、その辺はある程度基準が、近所、近所というのは、その辺ちゃんと書かないと。これ申請の最も重要な事項だと思うんですよね、申請事由の中では。

○11番（柳田 浩君） 相手が選んでそれでやって、そこへ建てちゃいけないとか、基準は何もないですから。

○2番（江川芳夫君） だけれども、申請の事由だからね。その辺は、農業委員会としてこれ近いといいますくらい言ったっていいんじゃないの。

○事務局（前島勝己君） はい。今後、申請者にお話ししてまいりたいと思います。

○会長（小倉和夫君） 県の常設なんかだと、現地はどこどこから何キロの地点にというその位置図ですか、その説明があるよね。

○2番（江川芳夫君） そういうふうには書けばいいよね、何キロとね。

○会長（小倉和夫君） それを入れてもいいよね。

○2番（江川芳夫君） 近所というのは、本当に近所。

○10番（小川達男君） ちょっと補足説明させていただきます。

○会長（小倉和夫君） どうぞ。

○10番（小川達男君） この さんと同席した人がもう一人おりまして、 さんが連れてきた方で、 ですよ。そして私も、この地域でアパートに入居する人がいるんですかと聞いた。これ現実な話、 さん宅の訪問する前に。そうしましたら、はっきり申し上げました。おりますと。加須市は安いと、北からお客さん来るんだと言うんです。北から来るんです。北から来て、加須市は安いから。

そして、今度建てる予定の南側が、アパートなんです。一番南側から一角。そこが満室なんです。そういう話です。私は疑問ぶつけたんですよ、お客さんがいるんかいと。大丈夫です、来ますから。そういう結果です。

○2番（江川芳夫君） はい、分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかに何かございませんか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図22ページ及び土地利用計画図の5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 淨君） 6番、嶋村です。

6月20日に、推進委員の金子さんと現地確認を実施いたしました。あわせて、

及び譲渡人の さんにも立ち会っていただきました。

さんは、位置図の左の と書いてありますけれども、ここは自宅でございます。現況はきれいに管理されておりまして、 というところなんですけれども、以前 さんが野菜畑と陸田として長らく作っていたそうです。

ただ、このところ高齢と体調がちょっとすぐれないものですから、なおかつ後継者もないということで、売却せざるを得ないかなという形で今回に至ったそうです。いろいろなことを考えますと、やむを得ないかなと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） この案件の説明で1種農地というふうに伺ったんですけれども、見た感じは1種ぽくないんですけれども、都市計画法34条の11、これに該当している区域だという整理でよろしいんですか。だから、第1種でもやむを得ないという理解をしていいの。さっきの説明でこれに大体該当するからやむを得ないというあったんですが、何に該当するからやむを得ないということですか。それをちょっと教えてください。

○事務局（加藤正則君） 一応農地法の話でいうと、1種農地ではあるんですけれども、西側に住宅があって、その住宅からの接続があるという意味で集落接続という表現をさせていただいて、それで見込みはありますよ。一応都市計画法の区域のほうも、こちら11号区域になっていますので、合わせてどちらから見ても見込みがあるということになっています。

○11番（柳田 浩君） 参考までに、11条の指定をするときに1種じゃなくしたほうが、するのがベターじゃないんじゃないかなと。1種なのに指定の都市計画法の区域に入れるとか、あんまり理想的ではないかなというふうにちょっと感じているものですから。どういうことですか。農業委員会として調整しなくていいんですかねということなんです。都市計画の決定をするときに。参考までに。

○局長（駒宮敏之君） 都市計画法の関連もありますけれども、その辺は11号指定を受けるときに、こちらの農業サイドとの調整はなかったのかということでしょうけれども、恐らく旧騎西の段階でどのようにして納めたのか、ちょっと今経過が分からないですけれども、基本は2種農地を中心に兼ねるべきだというふうな考え方はあるとは思いますが、当時の一般

的な、ただ、ちょっと当時のいきさつが申し訳ございません、分からないので、その辺はご回答ができません。

○会長（小倉和夫君） いいですか。

○1番（野口悦夫君） はい、参考として。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図23ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし農地改良をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、3か月間の一時転用であり、改良後も担い手が麦を耕作する計画でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

6月17日に、推進委員の町田さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲渡人の さんの奥さんと譲受人の の代理の さんにお会いして、いろいろお話を伺っていました。この用地は、今回で4回目なんですよね。もう1件あるんですけども、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。低くて駄目なんですかね、土囊とかないと。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

14番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図25ページ及び土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地(3区画)を開発するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(中島利雄君) 3番、中島です。

6月21日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲渡人の さん、譲受人の さんの代理の さんにお会いして、いろいろお話を伺っていました。

回りは建売住宅ができており、 さんによりますと、耕うんや草刈りがなくなるのでとても助かると言っていました。何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願

いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

16番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図26ページ及び土地利用計画図の5-17をご覧ください。

本案件は、令和3年4月受付分の除外が令和4年2月に完了したもので、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、コンビニエンスストアを建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可が見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

6月21日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行つてまいりました。

現地で、譲渡人の さんは仕事で休めないとのことで会えませんでした。そして譲受人の の代理人の さんが から来てくださり、1時間半かかったと言っていました。そしていろいろ話を伺つてまいりました。その結果、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

コンビニで ということなのですが、この面積が大分大きい、2,500平米あるんですが、これの許可というか、基準というのはあるんですか。コンビニの場合の最大とか、まあ最高ではないんでしょうけれども、最大どのくらいまで農転がオーケーとかという基準がありましたら教えてください。

○事務局（加藤正則君） 事務局です。

特にコンビニエンスストアについては、敷地面積の制限は農地法上ないので、この図面のように駐車台数とか必要性があればというところで判断しております。

○2番（江川芳夫君） そうなんでしょうけれども、必要性があればという判断、これはどんどん広くというか、どんどんと話したんですか。

○事務局（加藤正則君） ただ、それがお客様の計画どおりということもありますし、あとはコンビニエンスストアなので、大型トラックの運転手さんが使うということも予定されているので、大きな駐車場が必要になるというのが理由としては通るかなと思います。

○2番（江川芳夫君） 要するに基準はないと。はい、了解です。

○会長（小倉和夫君） 県のほうだと3,000平方メートルでも県の常設審議会に諮るんだけれども、コンビニエンスストアというのは全然出てこない。

○会長（小倉和夫君） ほかに何かございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

17番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図27ページ、土地利用計画図の5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買による土地を取得し、建築条件付売買予定地（8区画）を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この案件につきまして、6月14日に担当の坂田推進委員と2人で現地に行き、譲受人の さんからお話を伺ってまいりました。

この周辺にはもう既に相当数の住宅ができておまして、その拡張といった意味合いも

ありまして、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、19番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図28ページ及び土地利用計画図の5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、自社及び利用者用駐車場の整備並びにごみ集積所の移転を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、事務所及び既存のごみ集積所の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この件につきましても、6月14日に、坂田推進委員と2人で譲受人の さんにお会いしましてお話を伺ってまいりました。

この さんの前の土地ですが、十分な管理がされていないような土地になっておりまして、この譲受人は近くの宅地をこれまで駐車場としてお借りしていたんですが、その土地が転売されることになりまして、駐車場用地が確保できなくなったということで、農地として十分に活用されていない自宅というか、事務所前の土地につきましても、地主さんと相談したところ、貸してもいいよということになったということで、ここに駐車場等を整備すると

あわせて地域のごみ集積所の置場も空き地に置いてあったんですが、それについても引き受けて、この土地の中で地域のために活用していただくということだそうで、やむを得ない

というふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

19番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、20番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図29ページ、30ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし農地改良するもの及び進入路を確保するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、7か月間の一時転用であり、改良後も担い手が大豆、小麦を耕作する計画でございますので、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

6月14日、坂田推進委員と2人で現地にて譲受人の 〇〇の営業の 〇〇さん、それから譲渡人のほうの代表であります 〇〇さんに立ち会っていただきまして、現地の確認、聞き取りを行ってまいりました。

この場所につきましては、前回ちょっと月数までは分かりません。前回、左側の土地について農地改良が行われた土地でございますので、その農地改良が完了し、この区域を今度は右側に拡大して、現在耕作されていない農地について転換をしていくということで、計画的に進めているということでございます。

実際にここの土地については、なかなか湿地帯で有効活用ができていない土地であって、農地改良もやむなしというふうに判断しておりまして、この事業についても許可相当という

ふうじ判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

20番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

別紙、議案第4号をご参照ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分合計23筆、面積1万5,610平米となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管

理機構分)の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

別紙、議案第5号をご参照ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る「農用地利用配分計画(案)」につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の9ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について12件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、12ページをご参照ください。

「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について3件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、13ページからをご参照ください。

「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について16件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、15ページからをご参照ください。

「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について20件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会にお戻しいたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日は、お忙しい中、委員の皆様方には長時間にわたりまして慎重なるご審議をいただきありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年第6回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

どうもお疲れさまでした。

閉会 午後 4時17分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年6月24日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 関 口 豊 充

署名委員 新 井 明 弘